

平成 28 年の監督指導実施状況について

監督を実施した 70.2%の事業場で法令違反を指摘

岡山労働局（局長 ^{かなだ ひろゆき} 金田 弘幸）では、平成 28 年に管内の労働基準監督署が実施した定期監督等（ 1 ）の実施結果を以下のとおり取りまとめました。

平成 28 年の岡山労働局における監督指導実施状況（概要）

監督事業場数 2,359 件 違反事業場数 1,656 件 違反率 70.2%

主な違反内容（違反事業場数が多かった順）

労働基準法関係

1 労働時間にかかる違反・・・524 件（22.2%）

（違反率が高かった業種）^{（ 2 ）}

運輸交通業（42.7%） 製造業（28.4%） 接客娯楽業（28.1%）

2 割増賃金にかかる違反・・・394 件（16.7%）

（違反率が高かった業種）

接客娯楽業（33.8%） 保健衛生業（30.8%） 商業（26.7%）

3 労働条件の明示に係る違反・・・249 件（10.6%）

（違反率が高かった業種）

接客娯楽業（26.6%） 商業（15.6%） 運輸交通業（11.7%）

労働安全衛生法関係

1 安全基準にかかる違反・・・440 件（18.7%）

2 健康診断にかかる違反・・・347 件（14.7%）

3 安全衛生管理体制にかかる違反・・・217 件（9.2%）

使用停止等命令処分 111 件

1：「定期監督等」とは、「定期監督」、「災害時監督」及び「災害調査」のことで、具体的には、労働基準関係法令（労働基準法、労働安全衛生法など）に基づき、労働基準監督官が定期的又は労働災害の発生等の各種情報を契機として事業場に立ち入ることを言います。

2：年間 30 件以上の監督を実施した主要な業種を元としている。

労働基準監督官の主な仕事

臨検監督

労働基準法、労働安全衛生法などの法律に基づいて、定期的にあるいは働く人からの申告・相談などを契機として、工場や事務所などに立ち入り、機械・設備や帳簿などを検査して関係労働者の労働条件について調査を行います。

法律違反が認められた場合には事業主などに対し、その改善を指導するほか、危険性の高い機械・設備などについてはその場で使用停止などを命ずる行政処分を行います。

司法警察事務

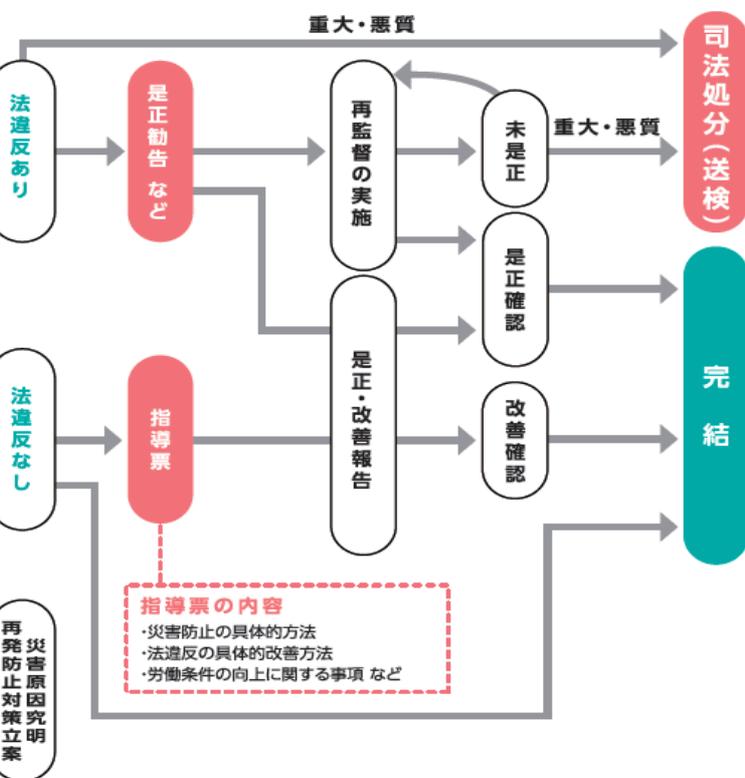
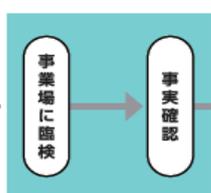
労働基準法、労働安全衛生法などには罰則が設けられています。

事業主などがこれらの法律に違反し、度重なる指導にもかかわらず是正を行わない場合など重大または悪質な事案について、労働基準監督官は刑事訴訟法に基づき、特別司法警察員として取調べなどの任意捜査や搜索・差押、逮捕などの強制捜査を行い、検察庁に送検します。

◎労働基準監督の仕組み

定期監督のフロー

年間計画に基づき、毎月対象事業場を選定



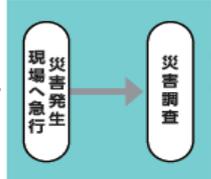
申告監督のフロー

労働者からの申告



災害調査のフロー

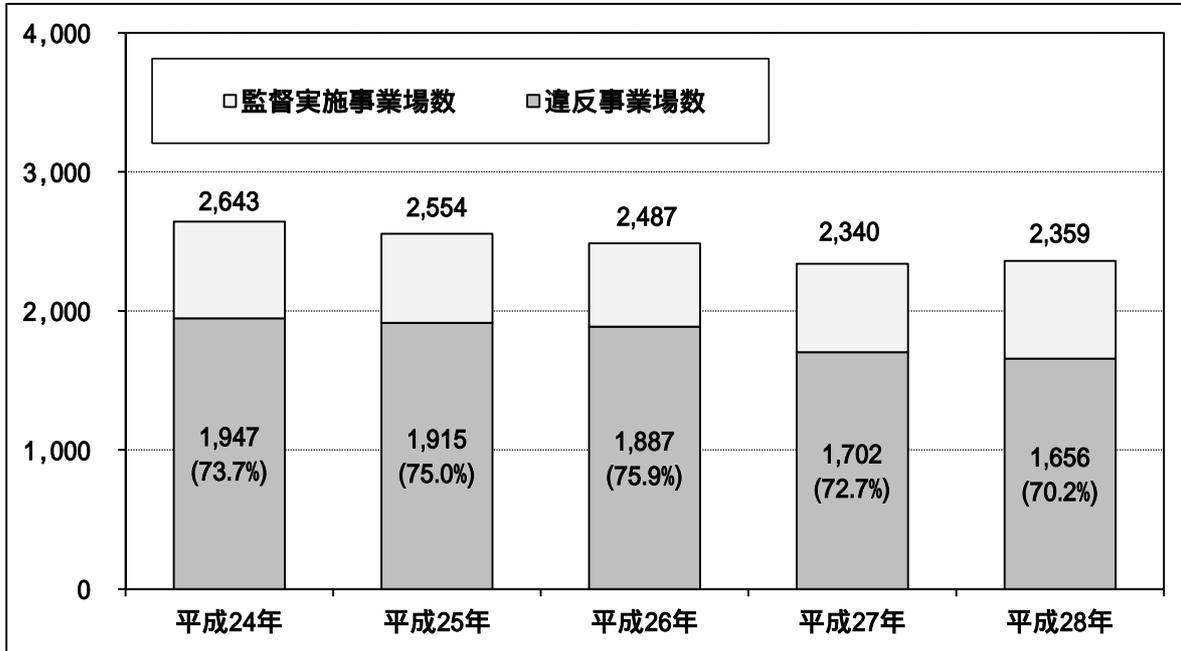
重大災害発生



1 定期監督等の実施状況

(1) 監督実施事業場、違反事業場の状況

平成 28 年における定期監督等の実施件数は 2,359 件(前年比 19 件増)であり、このうち法違反が認められ、改善を指導した事業場数は 1,656 件(同 46 件減)、違反率は 70.2%(同 2.5 ポイント減)でした。



平成 28 年

主要な業種における定期監督等実施事業場数、違反事業場数、違反事業場比率

業 種	定期監督等実施事業場	違反事業場数	違反事業場比率
製 造 業	735	558	75.9
建 設 業	568	364	64.1
運 輸 交 通 業	239	166	69.5
商 業	288	211	73.3
保 健 衛 生 業	172	126	73.3
接 客 娯 楽 業	139	108	77.7
清 掃 ・ と 畜 業	33	26	78.8
そ の 他 の 事 業	88	42	47.7
(上記以外の業種)	(97)	(55)	(56.7)
合 計	2,359	1,656	70.2

年間 30 件以上の監督を実施した主要な業種を元としている。太字・下線は違反率の高い上位 3 位

(2) 主要な法違反事項の状況

定期監督等において認められた法違反のうち、主要な法違反は以下のとおりです。

表2 平成28年の定期監督等における主要な業種別の主要な法違反事項の状況

	労働基準法					最低賃金法	労働安全衛生法			
	15条 労働条件の明示	32条 労働時間	37条 割増賃金	89条 就業規則	108条 賃金帳	4条 最低賃金の効力	10-19条 安全衛生管理体制	20-25条 安全基準	45条 定期自主検査	66条 健康診断
製造業	11.0%	28.4%	15.8%	7.1%	4.5%	4.2%	18.6%	28.6%	19.0%	19.3%
建設業	2.3%	3.9%	3.9%	1.1%	1.2%	0.2%	6.2%	31.7%	1.4%	3.5%
運輸交通業	11.7%	42.7%	16.7%	15.9%	20.5%	1.7%	5.4%	3.3%	1.7%	17.2%
商業	15.6%	23.6%	26.7%	13.9%	10.8%	3.1%	2.1%	4.5%	2.4%	16.3%
保健衛生業	11.6%	23.3%	30.8%	8.1%	16.3%	2.3%	5.8%	1.2%	-	15.1%
接客娯楽業	26.6%	28.1%	33.8%	12.9%	12.2%	6.5%	0.7%	2.2%	-	30.2%
清掃・と畜業	9.1%	18.2%	18.2%	12.1%	9.1%	-	3.0%	27.3%	9.1%	18.2%
その他の事業	9.1%	23.9%	22.7%	14.8%	6.8%	-	5.7%	4.5%	-	15.9%

太字・下線は違反率の高い上位3位（年間30件以上の監督を実施した業種を基にしている。）

ア 労働基準法関係

労働時間（第32条・第40条） **違反率 22.2%**

【違反事例】

時間外労働に関する協定を締結・届出していないのに、労働者に法定労働時間を超えて労働させているもの。
同協定の締結・届出はあるものの、その協定で定めた時間外労働の限度時間を超えて労働させているもの。

割増賃金（第37条） **違反率 16.7%**

【違反事例】

時間外労働、休日労働、深夜労働を行わせているのに、法定割増賃金（通常の賃金の2割5分以上、休日労働は3割5分以上）を支払っていないもの。
固定残業代として毎月定額の手当を支給しているが、実際の時間外労働時間数から計算される時間外割増賃金額に足りておらず、一部不払となっているもの。

労働条件の明示（第15条） **違反率 10.6%**

【違反事例】

労働者を雇い入れる際に口頭で労働条件を説明するだけで、労働契約の期間、所定労働時間、賃金額や支払方法などの法定事項を書面により明示していないもの。

就業規則（第89条） **違反率 8.2%**

【違反事例】

常時10人以上の労働者を使用しているのに、就業規則の作成・届出を行っていないもの。
就業規則の規定を変更しているのに、就業規則の変更に係る届出を行っていないもの。

イ 労働安全衛生法関係

安全基準（第 20～25 条） 違反率 18.7%

【違反事例】

機械の回転軸、ベルト部分で労働者に危険を及ぼすおそれがあった箇所に覆い等を設けていなかったもの。

高さが 2メートル以上の場所で、作業床の端に墜落防止のための手すりを設置することなく、労働者に作業を行わせていたもの。

健康診断（第 66 条） 違反率 14.7%

【違反事例】

常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに 1回、定期健康診断を実施していないもの。

安全衛生管理体制（第 10～12・14・15・17～19 条）

..... 違反率 9.2%

【違反事例】

常時 50人以上の労働者を使用しているのに、産業医、衛生管理者、安全管理者などを選任していないもの。

常時 50人以上の労働者を使用しているのに、毎月 1回、衛生委員会（又は安全委員会）を開催していないもの。

2 使用停止等処分の実施状況

労働災害を未然に防止する見地から、危険性の高い機械・設備等に使用停止命令などの行政処分を行った件数は、111 件（前年比 23 件減）であり、主なものは、

墜落のおそれがある作業箇所（の足場を除く）に手すり等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 519 条違反など） 44 件

墜落のおそれがある足場で、作業床が設けられていないものや手すり等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 563 条違反など） 22 件

労働者に危険を及ぼすおそれがある機械の回転軸等に覆い等が設けられていないもの（労働安全衛生規則第 101 条違反） 18 件

などとなっています。

（注）使用停止等処分は、労働者を就業させる事業の建設物、寄宿舍あるいは設備、原材料等が安全及び衛生に関する基準に違反する等の場合に、労働災害を未然に防止する見地から、事業主に対し、機械・設備等の使用停止、作業停止、労働者の立入禁止等を労働基準監督署長等が命じるものである。

3 過労死につながるおそれのある長時間労働に関する指導事例

【事例 1】 従業員の約 7 割にあたる労働者に 1 月あたり 100 時間以上の時間外労働を行わせており、最も長時間労働が確認されたケースでは月最大 220 時間の時間外労働を行わせていたもの

[概要] 【道路貨物運送業】
トラック運転者に対しては 1 月の延長時間を 127 時間とする 36 協定を締結していたが、特定月において 1 月 220 時間の時間外労働が行われている者が認められ、その他にも全従業員の 7 割にあたる者が 1 月 100 時間を超える時間外労働を行っているなど恒常的な長時間労働の実態が確認されたもの。
労基法第 32 条違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）違反が認められたことから、長時間労働の改善を指導した。

【事例 2】 36 協定で定めた 1 月あたりの延長時間数及び休日労働の回数を超えて労働を行わせていたもの

[概要] 【電気通信工事業】
時間外労働に関する 1 ヶ月の延長時間を 190 時間、休日労働に関する法定休日労働の回数を 1 ヶ月 3 回までとする 36 協定を締結していたが、特定月において、時間外労働が 1 ヶ月 210 時間、休日労働は 1 ヶ月 4 回実施していることが確認されたもの。
労基法 32 条（労働時間）及び 35 条（休日）違反が認められたことから、改善を指導した。

4 今後の方針

定期監督の結果では、全体の 7 割を超える事業場に法違反が認められるなど、依然として法定労働条件の履行確保や労働者に対する安全衛生確保が徹底されていない状況が認められました。

岡山労働局では、引き続き、労働条件の確保・改善対策及び労働者の安全と健康確保対策を推進することとしており、特に近年社会問題となっている過労死等の防止のため、長時間労働の削減に向けた対策の強化に最重点で取り組むこととしております。

なお、重大又は悪質な事案に対しては司法処分を含め厳正に対処してまいります。